

「わいせつ行為」防止について

令和 3 年 4 月 21 日

長野県上田染谷丘高等学校

公立学校教職員によるわいせつ行為が社会的問題となっている。文部科学省の調査（公立学校教職員の人事行政状況調査）によれば、2013（平成 25）年度以降、わいせつ行為等（わいせつ行為及びセクシャル・ハラスメント）を理由として、懲戒処分等を受けた公立学校教職員数は 200 人超過が続いている。

長野県教育委員会では、「わいせつ行為根絶検討委員会」が開催され、児童・生徒に対する性的行為の根絶対策が検討されている。長野県内の高校においては、平成 30 年 12 月、平成 31 年 4 月に生徒に対するわいせつな行為による懲戒(免職処分)事案が発生した。それに係る教育次長通知の中で、わいせつな行為を、「被害者の人権を踏みにじり、子どもたちや保護者を始め、県民の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であり、絶対に許されるものではありません」と厳しく断じている。

本校では、今後とも徹底した安心安全な学校づくりを目指して、生徒の人権を踏みにじる不適切な行為は、いかなる事由でもその軽重を問わず絶対に起こさないとの固い決意をもって、教職員全員が教育活動に取り組むものとする。

またその際、これまでの事例を自分事としてとらえ、自分にも起こりうることで捉えつつ、自らを戒めることが望ましいと考える。

- （１）教職員間の情報共有を心掛け、教室、研究室、その他諸室を、開放的な空間となるよう整備するとともに、室管理を適正に行い、鍵の保管や使用状況等を確認できるようにしておく。また自転車による送迎や引率により生徒と二人だけになるような状況は極力避け、必要な場合は事前に管理職に申し出るか保護者の了承を得る。
- （２）生徒指導上必要と認められるもの以外の私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- （３）生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- （４）教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- （５）教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- （６）わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

飲酒運転防止について

令和3年4月21日
長野県上田染谷丘高等学校

飲酒運転撲滅のため、「職場における飲酒を伴う懇親会」（以下「懇親会」）について、以下のように申し合わせます。

- 1 懇親会の目的は、教職員相互の親睦を図り、良好な職場環境を醸成することです。全員が、ルールとマナーを守って、飲酒運転の根絶に努めます。
- 2 懇親会への参加にあたっては、出欠とあわせて、飲酒の有無と、行きと帰りの交通手段を事前に確認します。
- 3 飲酒の習慣のない教職員を除き、懇親会場には、原則として自家用車（自転車を含む）では参加しないようにします。
- 4 やむを得ず自家用車で参加し、飲酒する場合は、絶対に自分で運転しません。
- 5 懇親会の開会に先立ち、幹事から以下の確認を行います。
 - （１）飲酒運転は絶対にしないこと。
 - （２）翌日の勤務を考慮し、酒量に気をつけること。
 - （３）特に翌朝運転をする場合は、深夜にわたる飲酒は控えること。
- 6 懇親会の閉会にあたり、改めて全員で、上記５（１）～（３）を確認します。